

平成 17 年 10 月 13 日

熊本県知事 殿

環境省総合環境政策局
環境保健部長

「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」に係る医療
に関する費用の請求事務について

「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成 4 年 4 月 30 日環保業第 227 号環境事務次官通知）の一部改正（平成 17 年 9 月 29 日環保企発第 050929003 号環境事務次官通知）に伴い、「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」（平成 17 年 5 月 24 日環保企発第 050524001 号環境事務次官通知）に基づく研究治療費に係る公費負担者番号が以下のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、新公費負担者番号につきましては、平成 17 年 12 月診療分から適用となります。

(診療報酬の請求)

5	1	4	3	3	0	4	3
---	---	---	---	---	---	---	---

(介護報酬の請求)

8	8	4	3	3	0	4	0
---	---	---	---	---	---	---	---

関係機関と十分連絡調整を図り、円滑に事業を実施されますようお願いいたします。また、本事業に基づく医療を受けた際に生じる研究治療費の請求方法についても、関係者への周知を図るとともに、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

なお、医療機関等から変更前の旧証による請求の場合であっても、当分の間は差し支えない取り扱いとすることを申し添えます。

<添付書類>

- (別添 1) 「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の一部改正に伴う医療に関する費用の請求事務について
- (別添 2) 社会保険診療報酬支払基金理事長あて通知
- (別添 3) 国民健康保険中央会会長あて通知